

# 兵庫県公報

平成28年3月4日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、知事が本人確認情報を利用することができる事務に雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務を追加すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第5号

#### 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条」を「第7条第1号」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「電子情報処理組織の運用に関する技術的基準」の右に「(次項においてこれらを「技術的基準」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第7条第2号に規定する都道府県知事保存本人確認情報の提供は、技術的基準に定める磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の送付の方法により行うものとする。

別表第1の1の項及び2の項を削り、同表3の項中「別表第1の3の項」を「別表第1の1の項」に改め、同項を同表1の項とし、同表4の項中「別表第1の4の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同表2の項とし、同表5の項中「別表第1の5の項」を「別表第1の3の項」に改め、同項を同表3の項とし、同表6の項中「別表第1の6の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表7の項中「別表第1の7の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「別表第1の8の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表9の項中「別表第1の9の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表10の項中「別表第1の10の項」を「別表第1の8の項」に改め、同項を同表8の項とし、同表11の項中「別表第1の11の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同表9の項とし、同表12の項中「別表第1の12の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同表10の項とする。

別表第2の3の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

別表第2の6の2の項の次に次のように加える。

6の3 条例別	(1) 雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下この項において「法」という。）第18
---------	---

表第2の6の3の規則で定める事務	条第2号に規定する職業転換給付金（以下この項において「職業転換給付金」という。）の支給を受けることができる資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 法第18条の職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
------------------	--

別表第2の11の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

別表第2の16の6の項を次のように改める。

16の6 削除	
---------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。